

公立大学法人前橋工科大学役員の報酬の特例に関する規則

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という。）の理事長の報酬の特例に関して定めるものとする。

(理事長の給料の額の特例)

第2条 公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則（平成25年規則第50号）第3条第1号の規定にかかわらず、令和3年4月1日において理事長であった者のこの日を含む任期（以下「特例期間」という。）における給料の額は、月額576,000円とする。

第3条 削除

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。